

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および「改正民法（債権法）」を踏まえた預金規定の改定のお知らせ

当組合では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」、および令和2年4月施行の「改正民法（債権法）」を踏まえ、以下の規定を令和2年4月1日より改正いたします。

本改正により、新規取引または既に取り引のある場合でも、関連法令等に基づく取引時確認を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、在留カードの在留期間・在留資格等が更新された場合は、新たな在留カードを確認させていただきます。

以下の条項を「預金規定等における共通規定」に新設、また「普通預金規定」等に一部追加しましたので、これにより当組合の全ての預金取引・各種取引にも適用となります。また改正前により取引のあるお客さまにも改正条項を適用させていただく場合があります。

預金規定等における共通規定

(規定の変更) 【新設】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には郵送による通知・店頭表示・ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、通知等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(規定の交付) 【新設】

- (1) 規定の交付について、印刷した規定の配布もしくは当組合のホームページへの掲載等の方法により行うこととします。
- (2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申出て下さい。

普通預金規定・普通預金規定(無利息型)

(取引の制限等) 【新設】

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定し各種確認や資料の提出を求めていることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容および、その他の事情を考慮した、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

(解約) 【追加 下線部の追加】

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出て下さい。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかににかかわらず、当組合が解約の通知の届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前条に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認めた場合
- (3) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また法令に基づく場合にも同様に行うことができます。
- (4) 前2項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出て下さい。この場合、当組合は相当の期間をおき必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。

自由金利型定期預金(M型)規定・自由金利型定期預金

2. (利息)【下線部の追加】 <自動継続以外>

(1)～(2) 変更なし

(3) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

2. (利息)【下線部の追加】 <自動継続扱い>

(1)～(3) 変更なし

(4) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算しこの預金とともに支払います。ただし中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

変動金利定期預金規定

3. (利息)【下線部の追加】 <自動継続以外> <自動継続扱い>

(3) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

積立定期預金規定

3. (利息) 【下線部の追加】

(3) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

満期日前に解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

4. (預金の解約、書替継続) 【下線部の追加】

(1) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) 前項により満期日前に解約する場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出して下さい。

(3) 書替継続するときは前項同様当店に提出して下さい。

定期預金共通規定

2. (預金の解約、書替継続) 【下線部の追加】

(1) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出して下さい。通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出して下さい。

(3) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出して下さい。

以上